

件名

労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
厚生労働省

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）第百十四条第一項第五号ニ、第百十五条第三号ハ及

び第百十七条第一項の規定に基づき、労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

厚生労働大臣 武見 敬三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正

前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項) 第二条 「略」 2 「略」 3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一・二 略」 三 信用リスクに関する次に掲げる事項 イ 「略」 ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(3)については、内部格付手法採用金庫に限る。) 「(1)・(2) 略」 (3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準(開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。) (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除く。) (ii) ソブリン向けエクスポージャー (iii) 金融機関等向けエクスポージャー (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー (vi) その他リテール向けエクスポージャー	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項) 第二条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一・二 同上」 三 「同上」 イ 「同上」 ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項 「(1)・(2) 同上」 「加える。」

	(vi) 株式等エクスポージャー
	(vii) 特定貸付債権
	(ix) 購入債権
ハ	内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
	〔(1)・(2) 略〕
(3)	次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要(ⅴ)及び(ⅵ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
	〔(i)ⅰ(ⅲ) 略〕
	〔削る。〕
六の二	〔(iv)ⅳ(ⅵ) 略〕
	〔四〇六 略〕
イ	CVAリスクに関する次に掲げる事項
	CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA-CVA、完全なBA-CVA、限定的なBA-CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算定される対象取引の概要
ロ	CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制

ハ	〔同上〕
	〔(1)・(2) 同上〕
(3)	次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要(ⅵ)及び(ⅶ)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
	〔(i)ⅰ(ⅲ) 同上〕
(iv)ⅳ	株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。)
(v)ⅴ(ⅷ)	〔同上〕
	〔四〇六 同上〕
	〔号を加える。〕

制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA-CVA採用金庫にあつては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

六の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己

資本比率告示第十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii) 当該振替の理由

(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

「号を加える。」

-
- ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
- ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）
- ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）
 - (2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要
 - (3) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
 - (4) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）
 - (5) 使用するデータの更新頻度
 - (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）
- ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
-

へ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

(2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。）

(3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百四十六条の十三の六第三項各号に掲げる要件を含む。）

ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）

七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

ロ イ
「略」
BIの算出方法

ハ ILMの算出方法

ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無（事業部門を除外した場合にあっては、その理由を含む。）

七 「同上」

ロ イ
「同上」
オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

- 項
- (1) 当該手法の概要
- (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）
- 「号の細分を加える。」

ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、
I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を
除外した場合にあつては、その理由を含む。）

八 株式及び自己資本比率告示第四十七条第二項に規定する
株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー
（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに
関するリスク管理の方針及び手続の概要（投資信託及び投
資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第
二条第十二項に規定する投資法人のうち、不動産に対する
投資を目的とするもの（以下「不動産投資法人」という。）
への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定
に係る基準を含む。）

九 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象と
なっているものを除く。別紙様式第一号の二を除き、以下
同じ。）に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

4

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所
要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこ
れらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

「(1) (3) 略」

ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株
式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額
及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれら
のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する投機

「号の細分を加える。」

八 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五
条第七項第三号に規定する出資その他これに類するエク
スポージャー（以下「出資等」という。又は株式等エク
スポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

九 金利リスクに関する次に掲げる事項

「イ・ロ 同上」

4

「同上」

一 「同上」

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額
を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごと
の額

「(1) (3) 同上」

ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに
係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち
次に掲げる区分ごとの額

(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エク

的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー

(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 略〕

ニ C V A リスク相当額を八パーセントで除して得た額及び C V A リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1) S A | C V A

(2) 完全な B A | C V A

(3) 限定的な B A | C V A

(4) 簡便法

ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

(1) マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち金庫が使用する次に

ポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー

(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー

ハ リスク・ウェイトのみなし計算（自己資本比率告示第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第四百四十二条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。以下この条及び次条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額

〔(1)～(5) 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔号の細分を加える。〕

掲げる方式ごとの額

(i) 簡易的方式

(ii) 標準的方式

(iii) 内部モデル方式

(2) 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）

ヘ|| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ当該(1)から(3)までに定める事項

(1)|| B I が千億円以下であり、かつ、I L M を一とする場合 B I 及び B I C の額

(2)|| I L M を内部損失データ利用 I L M（自己資本比率告示第二百五十条第一項第一号に定める方法により算出した I L M をいう。次条第四項第二号へ(2)において同じ。）とする場合 B I 及び B I C の額、I L M の値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移

(3)|| (1) 及び (2) に掲げる場合以外の場合 B I 及び B I C の額並びに I L M の値

ト|| 自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額及び当該分母の額に四パーセントを乗じた額

二 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲

ニ|| オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額

(1)|| 基礎的手法

(2)|| 粗利益配分手法

(3)|| 先進的計測手法

ホ|| 自己資本比率告示第十一条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額

二 「同上」

げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポージャー（自己資本比率告示第四十二条に規定する延滞エクスポージャー及び自己資本比率告示第四十三条に規定する自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞エクスポージャーをいう。第五号イ(2)並びに次条第四項第三号ハ及び第六号イ(2)において同じ。）の期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

〔(1)・(2) 略〕

「ニ・ホ 略」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額（自己資本比率告示第四章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となるエクスポージャーの額（自己資本比率告示第四十九条に規定するオフ・バランス取引に係るものを除く。）をいう。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。）

(2) CCF（自己資本比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この号及び次条第四項第三号において同じ。）を適用する前及び信用リス

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

〔(1)・(2) 同上〕

「ニ・ホ 同上」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果の勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第一百五十三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第一百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第一百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引
のエクスポージャーの額（CCFを適用する対象とな
る信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス
取引に係る想定元本額をいう。以下この号及び同項第
三号において同じ。）

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バ
ランスシートのエクスポージャーの額

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果
を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャ
ーの額

(5) 信用リスク・アセットの額

(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除し
た割合

ト 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己
資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十
八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、
適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後
及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポ
ージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャ
ーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額
の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェ
イトの区分ごとの内訳

チ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己
資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十
八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、
次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェ
イトの区分ごとの内訳

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

- (1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
- (2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除した割合をいう。）

(4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランス取引のエクスポージャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権について、自己資本比率告示第二百二十七条第三項及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー
- 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロツティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第二百二十七条第三項及び第五項並びに第四百一条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

- (1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー
- 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的

内部格付手法（内部格付手法のうち、自己資本比率告示第二百二十一条第二項各号に掲げるエクスポージャーに該当しない事業法人等向けエクスポージャーについてLGD及びEADの自己資本推計値を用いる手法をいう。

以下この号及び第九号並びに次条第四項第十号において同じ。）を適用する場合には、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合には、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

〔削る。〕

〔2〕 〔略〕

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、

内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL_{default}を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高

〔3〕 〔同上〕

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、

適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 「略」

四 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

「ホ・チ 略」

五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 金庫がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

ポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

三 「同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

「ホ・チ 同上」

五 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、金庫が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

〔3〕(11) 略〕

ロ 「略」

五の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA－CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する金庫にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA－CVA 自己資本比率告示第二百四十六條の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} に割引係数(DS_{BA-CVA}) $\times$ 六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA－CVA 自己資本比率告示第二百四十六條の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百四十六條の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA－CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ SA－CVA採用金庫にあつては、自己資本比率告示第二百四十六條の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA－CVAの対象となる取引相手方の先数

五の三 マーケット・リスクに関する事項

六 出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

〔3〕(11) 同上〕

ロ 「同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

六 「同上」

イ 「同上」

- (1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下この号及び次条第四項第七号イにおいて「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 「略」

「ロ」ホ 略

「七・八 略」

九 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事

項（内部格付手法採用金庫に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー、証券化エクスポージャー、自己資本比率告示第六章の二に規定するCVAリスク並びに自己資本比率告示第二百四十六条の五各号に掲げるエクスポージャー（以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。）を除く。）に関する次に掲げる事項

- (1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリオの信用リスク・アセットの額（v）及び（vi）に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による金庫のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。
- （i）及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額
- 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を

- (1) 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）

(2) 「同上」

「ロ」ホ 同上

「七・八 同上」

「号を加える。」

除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあっては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

(2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算に S A - C C R (自己資本比率告示第五十一条に定めるところにより与信相当額を算出することを用いる。以下この号及び次号並びに次条第四項第十号及び第十一号において同じ。)を用いて算出した信用リスク・アセットの額 (1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。) 及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

(3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ (自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。) の信用リスク・アセットの額及び (1) に規定する内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・ア

-
- セットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー(特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
- (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
- (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- 1
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (4) (3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にS A | C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳(1)において、(1)(v)及び(vi)の両者を区別した開示を行わない場合には、(1)(v)及び(vi)の両者を区別して開示することを要しない。)
-

-
- (i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。）
 - (ii) ソブリン向けエクスポージャー
 - (iii) 金融機関等向けエクスポージャー
 - (iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
 - Ⅰ その他リテール向けエクスポージャー
 - (vi) 株式等エクスポージャー
 - (vii) 特定貸付債権
 - (viii) 購入債権
 - ロ 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - (1) 信用リスク・アセットの額
 - (2) 金庫を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率告示第六章に定めるところにより判定された手法により算出した信用リスク・アセットの額
- 十Ⅱ 期待エクスポージャー方式（自己資本比率告示第五十二条に定めるところにより与信相当額を算出することを行う。次条第四項第十一号において同じ。）とS A－C C Rの比較に関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第五十二条第一項の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）
- イ 派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引の相手方に対する信用リスク（以下「カウンターパーティ信用リスク」と
-

「号を加える。」

いう。)の信用リスク・アセットの額

ロ 自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にS A—C C Rを用いて算出したカウンタパーティ信用リスクの信用リスク・アセットの額

十一 内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較に関する次に掲げる事項(内部モデル方式採用金庫に限る。)

イ マーケット・リスク相当額の合計額

ロ 全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額の合計額(ただし、マーケット・リスク相当額の算出において内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式を用いて算出するものとする。)

5 前項第五号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。

6 第四項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「略」

2 「略」

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。
「一、三 略」

四 信用リスクに関する次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次

「号を加える。」

「項を加える。」

5 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第三条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」
「一、三 同上」

四 「同上」

イ 「同上」

ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次

に掲げる事項（(3)については、内部格付手法採用金庫に限る。）

「(1)・(2) 略」

(3) 次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類する場合の基準（開示を要するエクスポージャーは、自己資本比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。）

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を除く。）

(ii) ソブリン向けエクスポージャー

(iii) 金融機関等向けエクスポージャー

(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー

(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャ

1

(vi) その他リテール向けエクスポージャー

(vii) 株式等エクスポージャー

(viii) 特定貸付債権

(ix) 購入債権

ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、

次に掲げる事項

「(1)・(2) 略」

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等

に掲げる事項

「(1)・(2) 同上」

「加える。」

ハ 「同上」

「(1)・(2) 同上」

(3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等

による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

「(i) (iii) 略」

「削る。」

「(iv) (vi) 略」

「五〇七 略」

七の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA－CVA、完全なBA－CVA、限定的なBA－CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算出される対象取引の概要

ロ CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

ハ SA－CVA採用金庫にあつては、次に掲げる事項

(1) CVAに関するリスク管理体制の概要（理事の関与の仕組みを含む。）

(2) CVAに関するリスク管理体制が有効に機能するための経営管理体制の概要（CVAに関するリスク管理の状況を示す書類の作成及び報告の状況並びにCVAエクスポージャー計測モデル検証部署及び内部監査部署の関与の状況を含む。）

七の三 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第二条の算式にマーケット・リスク相当額に

による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

「(i) (iii) 同上」

(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）

「(v) (vii) 同上」

「五〇七 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

係る額を算入する場合に限る。）

イ リスク管理の方針、手続及び体制の概要（次に掲げる事項を含む。）

(1) リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

(2) トレーディング勘定に分類する商品の範囲を定めるための方針及び手続（低流動性ポジションの特定、管理及び監視に係る方法を含む。）

(3) トレーディング勘定とバンキング勘定との間の商品の振替を行った場合には、次に掲げる事項

(i) 当該振替を行った商品の市場価値及びグロスの公正価値

(ii) 当該振替の理由

(4) 内部取引担当デスクのリスク移転の状況

ロ 報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容
ハ トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを保有する部門を含む。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）

ニ 期待ショート・フォールモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式の承認を受けたトレーディング・デスクに限る。）

(1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要を含む。）

(2) 主要なトレーディング・デスクのうちストレス期待ショート・フォール（SES）によりマーケット・リスク相当額を算出するものの概要

-
- (3) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間及び市場混乱時の特定方法等を含む。）
- (4) マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（ストレス・テストを含む。）
- (5) 使用するデータの更新頻度
- (6) 重要なポートフォリオに対するストレス・テストの結果の概要（モデル化可能なリスク・ファクター及び低減したリスク・ファクターによるマーケット・リスク相当額の算出過程を含む。）
- ホ モデル化不可能なリスク・ファクターにおける自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- ヘ DRCモデルに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を用いる場合に限る。）
- (1) 適用する場合には、その範囲（トレーディング・デスクの概要、商品及びリスク・ファクターを含む。）
- (2) 概要（計測手法の種類、信頼水準、保有期間、観測期間、PDの前提及びエクスポージャーのネットイングの方法を含む。）
- (3) 自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法（自己資本比率告示第二百四十六条の十三の六第三項各号に掲げる要件を含む。）
- ト モデル検証部署による内部モデル方式の設計及び運用に係る検証、一般的な手法、各種の前提並びに評価の方
-

八 法（内部モデル方式を用いる場合に限る。） オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	イ 「略」 ロ BIの算出方法	ハ ILMの算出方法	ニ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、 BIの算出から除外した連結子法人等又は事業部門の有 無（連結子法人等又は事業部門を除外した場合にあって は、その理由を含む。）	ホ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、 ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を 除外した場合にあっては、その理由を含む。）	九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理 の方針及び手続の概要（不動産投資法人への出資及びこれ に類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む 。）	十 「略」 4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 一 「略」 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
---	--------------------	------------	---	--	---	--

八 「同上」	イ 「同上」 ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手 法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、 各手法の適用範囲を含む。）	ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事 項 (1) 当該手法の概要 (2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削 減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。） 「号の細分を加える。」	「号の細分を加える。」	九 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理 の方針及び手続の概要	十 「同上」 4 「同上」 一 「同上」 二 「同上」
--------	--	--	-------------	---	--------------------------------------

イ 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額（ロからニまでの額を除く。）並びにこれらのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	〔2〕・〔3〕 略	ロ 内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額	(1) 自己資本比率告示第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に該当する株式等エクスポージャー	(2) (1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	ニ 〔1〕(5) 略 CV A リスク相当額を八パーセントで除して得た額及びCV A リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち金庫が使用する次に掲げる手法ごとの額
--	--	-----------	--	--	---	--

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	〔2〕・〔3〕 同上	ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳 (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	(2) PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー ハ リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本について、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額	〔1〕(5) 同上 〔号の細分を加える。〕
---	--	------------	--	--	--	--------------------------

(1) S A C V A	(2) 完全な B A C V A	(3) 限定的な B A C V A	(4) 簡便法	ホ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項	(1) マーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額及びマーケット・リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	(i) 簡易的方式	(ii) 標準的方式	(iii) 内部モデル方式	(2) 勘定間の振替分に係るマーケット・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額から信用リスク・アセットの額に加算する額及び当該振替に係る所要自己資本の額（当該振替がある場合に限る。）	ヘ オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額並びに次の(1)から(3)までに掲げる場合の区分に応じ当該(1)から(3)までに定める事項	(1) B I が千億円以下であり、かつ、I L M を一とする場合 B I 及び B I C の額	(2) I L M を内部損失データ利用 I L M とする場合 B I 及び B I C の額、I L M の値並びにオペレーショナル・リスク損失の推移	(3) (1) 及び (2) に掲げる場合以外の場合 B I 及び B I C
-----------------	---------------------	----------------------	---------	------------------------	--	-----------	------------	---------------	--	--	--	---	---

「号の細分を加える。」		ニ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額		(1) 基礎的手法	(2) 粗利益配分手法	(3) 先進的計測手法
-------------	--	--	--	-----------	-------------	-------------

の額並びに I L M の値

ト 自己資本比率告示第二条の算式の分母の額及び当該分母の額に四パーセントを乗じた額

三 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ 延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 略」

「ニ・ホ 略」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(1) 信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(2) C C F を適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額

(4) C C F を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオフ・バランス取引のエクスポージャー

ホ 自己資本比率告示第二条の算式の分母の額に四パーセントを乗じた額

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

「(1)・(2) 同上」

「ニ・ホ 同上」

ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十四条第二項第二号、第百五十三条第二項第二号、第二百二十四条（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）並びに第二百二十四条の四第一項第一号及び第二号（自己資本比率告示第九十九条及び第百一条において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

	の額
	(5) 信用リスク・アセットの額
	(6) (5)に掲げる額を(3)及び(4)に掲げる額の合計額で除した割合
ト	標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、適切なポートフォリオの区分ごとのCCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額（オン・バランスシートのエクスポージャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポージャーの額の合計額をいう。）並びにこの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
チ	標準的手法が適用されるエクスポージャーのうち自己資本比率告示第二十六条から第四十七条まで及び第四十八条の二の規定に該当するエクスポージャーについて、次に掲げる事項及びこれらの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
	(1) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオン・バランスシートのエクスポージャーの額
	(2) CCFを適用する前及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額
	(3) CCFの加重平均値（CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランスシートのエクスポージャーの額を(2)に掲げる額で除し

「号の細分を加える。」

「号の細分を加える。」

た割合をいう。)

- (4) CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果
を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポー
ジャーの額及びオフ・バランスシートのエクスポー
ジャーの額の合計額

リ 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、
スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸
付債権について、自己資本比率告示第二百二十七条第三項
及び第五項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合
におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

ヌ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、
次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次
に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、こ
れを反映するものとする。）

- (1) 「略」
「削る。」

- (2) 「略」

ル 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポー
ジャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエ
クスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及び
その他リテール向けエクスポージャーごとの直前期にお
ける損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対

ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、
スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸
付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用さ
れる株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告
示第二百二十七条第三項及び第五項並びに第四百一条第
四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけ
るリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ 「同上」

- (1) 「同上」

(2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー
債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加
重平均値及び残高

- (3) 「同上」

リ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポー
ジャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエ
クスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エク
スポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格
リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びそ
の他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における

比並びに要因分析

㉞ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

四 「略」

五 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

「イ・ロ 略」

ハ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ カレント・エクスポージャー方式を用いる場合には、ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

「ホ・チ 略」

六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 「略」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、延滞エ

損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析

㉞ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

「同上」

四 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

ニ ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）

「ホ・チ 同上」

六 「同上」

イ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以

クスポートジャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

「(3) (11) 略」

ロ 「略」

六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項

イ BA-CVAを用いてCVAリスク相当額を算出する金庫にあつては、次に掲げる算出手法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 完全なBA-CVA 自己資本比率告示第二百四十六條の三の三に定める $K_{reduced}$ 及び K_{hedged} に割引係数 (DS_{BA-CVA}) 〇・六五を乗じて得た額を八パーセントで除して得た額並びにこれらの合計額

(2) 限定的なBA-CVA 自己資本比率告示第二百四十六條の三の四の規定により算出する自己資本比率告示第二百四十六條の三の三に定める $K_{reduced}$ の算式における取引先共通の要素及び取引先固有の要素の額並びに限定的なBA-CVAにより算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額

ロ SA-CVA採用金庫にあつては、自己資本比率告示第二百四十六條の四の七第二項に定めるリスク・クラスごとに算出したCVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額及びこれらの合計額並びにSA-CVAの対象となる取引相手方の先数

上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）

「(3) (11) 同上」

ロ 「同上」

「号を加える。」

六の三 マーケット・リスクに関する事項

「七〇九 略」

十 内部格付手法と標準的手法の比較に関する次に掲げる事

項（内部格付手法採用金庫に限る。）

イ 信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算及び信用

リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポ

ージャー、証券化エクスポージャー、自己資本比率告示第

六章の二に規定するCVAリスク並びに中央清算機関関

連エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

(1) 内部格付手法が適用されるポートフォリオの信用リ

スク・アセットの額のうち、次に掲げるポートフォリ

オの信用リスク・アセットの額（v）及び（vi）に掲げるポ

ートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポ

ージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合

が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特

性が類似しており、預金者等による金庫のリテール業

務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる

場合には、両者を区別して開示することを要しない。

（及びこれらの信用リスク・アセットの額の合計額

（i）事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権を

除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォ

リオがある場合にあつては、適用される内部格付手

法別の内訳を含む。）

（ii）ソブリン向けエクスポージャー

（iii）金融機関等向けエクスポージャー

（iv）居住用不動産向けエクスポージャー

（v）適格リボルビング型リテール向けエクスポージャ

「号を加える。」

「七〇九 同上」

「号を加える。」

-
- (vi) その他リテール向けエクスポージャー
- (vii) 株式等エクスポージャー
- (viii) 特定貸付債権
- (ix) 購入債権
- (2) (1) (i) から (ix) までに掲げるポートフォリオに標準的
手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与
信相当額の計算に S A - C C R を用いて算出した信用
リスク・アセットの額 (1) において、(1) (v) 及び (vi) の両
者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の
両者を区別して開示することを要しない。～ 及びこれ
らの信用リスク・アセットの額の合計額
- (3) 標準的手法が適用されるポートフォリオ (自己資本
比率告示第二十七条から第四十七条まで及び第四十八
条の二の規定に該当するエクスポージャーに限る。～)
の信用リスク・アセットの額及び (1) に規定する内部格
付手法が適用されるポートフォリオの信用リスク・ア
セットの額の合計額並びにこれらのうち次に掲げる内
部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポート
フォリオごとの内訳 (1) において、(1) (v) 及び (vi) の両者
を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両
者を区別して開示することを要しない。～)
- (i) 事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を
除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォ
リオがある場合にあつては、適用される内部格付手
法別の内訳を含む。～)
- (ii) ソブリン向けエクスポージャー
-

(v) (iv) (iii)	金融機関等向けエクスポージャー 居住用不動産向けエクスポージャー 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	I
(vi) (vii) (viii)	その他リテール向けエクスポージャー 株式等エクスポージャー 特定貸付債権 購入債権	I
(4)	(3)の規定により信用リスク・アセットの額を開示するポートフォリオに標準的手法を適用し、自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算にS A C C Rを用いて算出した信用リスク・アセットの額及びこれらのうち次に掲げる内部格付手法のポートフォリオに分類した場合のポートフォリオごとの内訳 (1)において、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別した開示を行わない場合には、(1) (v) 及び (vi) の両者を区別して開示することを要しない。)	
(i)	事業法人向けエクスポージャー (特定貸付債権を除き、先進的内部格付手法が適用されるポートフォリオがある場合にあつては、適用される内部格付手法別の内訳を含む。)	
(ii)	ソブリン向けエクスポージャー	
(iii)	金融機関等向けエクスポージャー	
(iv)	居住用不動産向けエクスポージャー	
(v)	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	
(vi)	その他リテール向けエクスポージャー	

	(vii) 株式等エクスポージャー
	(viii) 特定貸付債権
	(ix) 購入債権
ロ	証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
(1)	信用リスク・アセットの額
(2)	金庫を標準的手法採用金庫とみなして自己資本比率 告示第六章に定めるところにより判定された手法によ り算出した信用リスク・アセットの額
十一	期待エクスポージャー方式とS A－C C Rの比較に関 する次に掲げる事項（自己資本比率告示第五十二条第一項 の承認を受けた標準的手法採用金庫に限る。）
イ	カウンターパーティ信用リスクの信用リスク・アセッ トの額
ロ	自己資本比率告示第五十条に定める与信相当額の計算 にS A－C C Rを用いて算出したカウンターパーティ信 用リスクの信用リスク・アセットの額
十二	内部モデル方式と標準的方式又は簡易的方式との比較 に関する次に掲げる事項（内部モデル方式採用金庫に限る 。）
イ	マーケット・リスク相当額の合計額
ロ	全てのマーケット・リスク相当額の算出に、標準的方 式又は簡易的方式を使用したマーケット・リスク相当額 の合計額（ただし、マーケット・リスク相当額の算出に おいて内部モデル方式を適用する部分には、標準的方式 を用いて算出するものとする。）
5	前項第六号の三に掲げる事項は、別紙様式第一号の二によ り作成するものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

6 第四項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の三により作成するものとする。

5 前項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。

(別添様式第一号)		
項目	当期末	前期末
【略】		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
【略】		
うち、上記以外に該当するものの額		
「 <u>マーケット・リスク相当額の合計額をレベセメントで除して得た額</u> 」		
<u>勘定間の振替分</u>		
【略】		
フロア調整額		
【項を削る。】		
【略】		

(注)

【(1)・(2) 略】

(3) リスク・アセット等

【a・b 略】

Ⓔ 「マーケット・リスク相当額の合計額をレベセメントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第十八条の二の規定に従い算出された額をレベセメントで除して得た額をいう。

Ⓕ 「勘定間の振替分」とは、自己資本比率告示第十六条の八の規定に従い算出された額をいう。

Ⓖ 【略】

Ⓕ 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第十八条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。

【削る。】

(4) 【略】

(別添様式第一号の二)

(別添様式第一号)		
項目	当期末	前期末
【同左】		
【同左】		
【同左】		
【同左】		
【同左】		
【同左】		
【項を加える。】		
【項を加える。】		
【同左】		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
【同左】		

(注)

【(1)・(2) 同左】

(3) リスク・アセット等

【a・b 同左】

【加える。】

【加える。】

Ⓖ 【同左】

Ⓕ 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第一項の規定に従い算出された額をいう。

Ⓖ 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先物取引・測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十八条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4) 【同左】

【様式を加える。】

【別表】

(別添様式第一号の三)

(別添様式第一号の二)

(別添様式第二号)		
項目	当期末	前期末
【略】		
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
【略】		
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額をレベセメントで除して得た額		
勘定間の振替分		
【略】		
フロア調整額		
【項を削る。】		
【略】		
(注)		
【(1)・(2) 略】		
(3) リスク・アセット等		
【a・b 略】		
c 「マーケット・リスク相当額の合計額をレベセメントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第八条の二の規定に従い算出された額をレベセメントで除して得た額をいう。		
d 「勘定間の振替分」とは、自己資本比率告示第八条の八の規定に従い算出された額をいう。		
e 【略】		
f 「フロア調整額」とは、自己資本比率告示第十条第一項又は第二項の規定に従い算出された額をいう。		
【削る。】		
(4) 【略】		
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重線を付した欄は語句を添へるに付した添線は注記による。		

(別添様式第二号)		
項目	当期末	前期末
【同左】		
【同左】		
【同左】		
【同左】		
【同左】		
【同左】		
【項を加える。】		
【項を加える。】		
【同左】		
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
【同左】		
(注)		
【(1)・(2) 同左】		
(3) リスク・アセット等		
【a・b 同左】		
【加える。】		
c 【同左】		
d 「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第一項の規定に従い算出された額をいう。		
e 「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先物計測手法採用金庫において、自己資本比率告示第十条第二項の規定に従い算出された額をいう。		
(4) 【同左】		

附 則

（適用時期）

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、基準日（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年^{金融庁}厚生労働省^{告示第}号^号）附則第二条第二項に規定する基準日をいう。以下同じ。）以後に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日以後に終了する半期に係る事項の開示について適用し、基準日前に終了する事業年度に係る説明書類又は基準日前に終了する半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。

MR1：標準的方式によるマーケット・リスク相当額		
項番		マーケット・リスク相当額
1	一般金利リスク	
2	株式リスク	
3	コモディティ・リスク	
4	外国為替リスク	
5	信用スプレッド・リスク（非証券化商品）	
6	信用スプレッド・リスク（証券化商品（非CTP））	
7	信用スプレッド・リスク（証券化商品（CTP））	
8	デフォルト・リスク（非証券化商品）	
9	デフォルト・リスク（証券化商品（非CTP））	
10	デフォルト・リスク（証券化商品（CTP））	
11	残余リスク・アドオン	
	その他	
12	合計	

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1から項番7までの項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十五第一号に定めるリスク・クラスごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- b 項番8から項番10までの項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十第一項第一号に定める商品ごとに標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- c 項番11「残余リスク・アドオン」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十三第一項に規定する残余リスク・アドオンについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額を記載すること。
- d 「その他」の項には、項番1から項番11までの項のいずれにも該当しない場合において、マーケット・リスク相当額を算出するときに記載すること。
- e 項番12「合計」の項には、項番1の「一般金利リスク」の項の額から「その他」の項の額までの合計額を記載すること。
- f この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「－」を記載すること。
- g この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- h この面は、自金融機関が標準的方式採用金庫の場合又は内部モデル方式採用金庫の場合にあっては、

標準的方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出しているトレーディング・デスクについて記載すること。

(単位：百万円、回数)

MR 2：内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額に関する内訳									
項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ		
							前期の算出基準日を含む直近十二週間の値		
		当期末	平均値	最大値	最小値	バック・テストインゲの超過回数 (99.0%)	前期末	平均値	
1	制約がない期待シヨート・フォール (IMCC (C))								
2	一般金利リスク 株式リスク コモディティ・リスク 外国為替リスク 信用スプレッド・リスク								
3									
4									
5									
6									
7	制約がある期待シヨート・フォール (IMCC (C ₁))								
8	モデル化可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)								
9	モデル化不可能なリスク・ファクターに基づくマーケット・リスク (SES)								
10	デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)								

11	アメンバー・ゾーンに分類されたト レーディング・デスクの資本サー チャージ					
12	グリーン・ゾーン及びアメンバー・ ゾーンに分類されたトレーディ ング・デスクのマーケット・リス ク (イ)					
13	内部モデルを使用しないトレー ディング・デスクのマーケット・ リスク (ロ)					
14	グリーン・ゾーン及びアメンバー・ ゾーンに分類されたトレーディ ング・デスクについて、内部モデ ル方式により算出されたマーケ ット・リスクから標準的方式によ り算出されたマーケット・リス クを控除した額 (ハ)					
15	全てのトレーディング・デスクに ついて標準的方式を用いた場合 のマーケット・リスク (SA _{all desk}) (ニ)					
16	マーケット・リスクの合計額 (ACR _{total}) min (イ) + (ロ) ; (ニ) + max (0, (ハ))					

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番 1 「制約がない期待シヨート・フォール (IMCC (c))」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める全リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待シヨート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (c)) の値を記載すること。

b 項番 2 「一般金利リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める一般金利リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待シヨート

- ト・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (G_1)) の値を記載すること。
- c 項番 3 「株式リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める株式リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (G_1)) の値を記載すること。
- d 項番 4 「コモディティ・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定めるコモディティ・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (G_1)) の値を記載すること。
- e 項番 5 「外国為替リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める外国為替リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォール (IMCC (G_1)) の値を記載すること。
- f 項番 6 「信用スプレッド・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める信用スプレッド・リスクを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (G_1)) の値を記載すること。
- g 項番 7 「制約がある期待ショート・フォール (IMCC (G_1))」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定める五つの各リスク・クラスを対象とした市場混乱時を想定した期待ショート・フォールにより算出したマーケット・リスク相当額 (IMCC (G_1)) の値を記載すること。
- h 項番 8 「モデル化可能なリスク・フアクターに基づくマーケット・リスク (IMCC)」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の四の算式に定めるモデル化可能なリスク・フアクターに基づくマーケット・リスク相当額 (IMCC) の値を記載すること。
- i 項番 9 「モデル化不可能なリスク・フアクターに基づくマーケット・リスク (SES)」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の五第二項の算式に定めるモデル化不可能なリスク・フアクターに基づくマーケット・リスク相当額を合計したもの (SES) の値を記載すること。
- j 項番 10 「デフォルト・リスクに係るマーケット・リスク (DRC)」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の六に定めるDRCモデルにより算出されたデフォルト・リスクに係るマーケット・リスク相当額 (DRC) の値を記載すること。
- k 項番 11 「アンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクの資本サーチャージ」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める資本サーチャージの値を記載すること。
- l 項番 12 「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める G_A 及びDRCの合計額 (IMA_{A,n}) に資本サーチャージを加算した値を記載すること。
- m 項番 13 「内部モデルを使用しないトレーディング・デスクのマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の八の算式に定める内部モデル方式を使用しないトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出したマーケット・リスク相当額 (G_U) の値を記載すること。

- n 項番 14「グリーン・ゾーン及びアンバー・ゾーンに分類されたトレーディング・デスクについて、内部モデル方式により算出されたマーケット・リスクから標準的方式により算出されたマーケット・リスクを控除した額」の項には、 $IMA_{t,A}$ の値から自己資本比率告示第二百四十六条の十三の人の算式に定めるグリーン・ゾーン
- (g) 又はアンバー・ゾーン (A) に分類されたトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{t,A}$) の値を控除した値を記載すること。
- o 項番 15「全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いた場合のマーケット・リスク」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の人の算式に定める全てのトレーディング・デスクについて標準的方式を用いて算出した場合のマーケット・リスク相当額 ($SA_{t,1\text{ desk}}$) の値を記載すること。
- p 項番 16「マーケット・リスクの合計額」には、自己資本比率告示第二百四十六条の十三の人の算式に定める内部モデル方式及び標準的方式に基づくマーケット・リスク相当額 (ACR_{total}) の値を記載すること。
- q イ欄には、当期末の額を記載すること。
- r ロ欄には、当期の平均値を記載すること。
- s ヘ欄には、当期の最大値を記載すること。
- t ニ欄には、当期の最小値を記載すること。
- u ホ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の十二の二第二項に定める全金庫的なバック・テストインゴの超過回数を記載すること。
- v ヘ欄には、前期末の額を記載すること。
- w ト欄には、前期の平均値を記載すること。
- x この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額等がない場合には項を削除せず「ー」を記載すること。
- y この面に記載する額は、この面で指定した単位で記載し、当該単位未満の端数があるときはこれを切り捨てること。
- z この面は、自金融機関が内部モデル方式を採用しない場合にあっては、作成することを要しない。

(第三面)

(単位：百万円)

MR 3：簡易的方式によるマーケット・リスク相当額					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		オプション取引 以外の取引	オプション取引		
			簡便法により算 出した額	デルタ・プラス 法により算出し た額	シナリオ法によ り算出した額
1	金利リスク（一般市 場リスク及び個別 リスク）の額				
2	株式リスク（一般市 場リスク及び個別 リスク）の額				
3	コモディティ・リス クの額				
4	外国為替リスクの額				
5	証券化エクスポー ジャーに係る個別 リスクの額				
6	合計				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

- a 項番1「金利リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十四及び第二百四十六条の二十五の規定により算出した金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条第一項に規定する債券等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- b 項番2「株式リスク（一般市場リスク及び個別リスク）の額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十四及び第二百四十六条の二十六の規定により算出した株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額（同条に規定する株式等に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額）を記載すること。
- c 項番3「コモディティ・リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十四及び第二百四十六条の二十八の規定により算出したコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。

- d 項番4「外国為替リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十四及び第二百四十六条の二十七の規定により算出した外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額を記載すること。
- e 項番5「証券化エクスポージャーに係る個別リスクの額」の項には、自己資本比率告示第二百四十六条の三十から第二百四十六条の三十の三までの規定により算出した証券化エクスポージャーの個別リスクの額並びに自己資本比率告示第二百四十六条の三十一及び第二百四十六条の三十一の二の規定により算出した特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る個別リスクの額の合計額を記載すること。
- f 項番6「合計」の項には、項番1から項番5までの合計額を記載すること。
- g イ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十五から第二百四十六条の二十八の三までの規定により算出した簡易的方式によるマーケット・リスク相当額を記載すること。
- h ロ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十九の二の規定により算出した簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- i ハ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十九の三の規定により算出したオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額（同条第二号に規定するガンマ・リスク及び同条三号に規定するベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額）を記載すること。
- j ニ欄には、自己資本比率告示第二百四十六条の二十九の四の規定により算出したシナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額を記載すること。
- k この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「一」を記載すること。
- l この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。
- m この面は、自金融機関が簡易的方式を採用しない場合にあつては、作成することを要しない。